

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向け、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

鶴見区役所内に「鶴見区まちづくりセンター」を設置し、業務責任者1名、アドバイザー1名、地域まちづくり支援員3名を配置している。

- ・業務責任者：区役所からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。また、業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、地域まちづくり支援員を指揮監督する者。
- ・アドバイザー：「地域まちづくり支援員」を総括し、かつ助言・指導を行うとともに、区役所や地域団体等の相談に応じる者。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営等のファシリテート及びコーディネートの手法等知識やノウハウを有するとともに、地域活動の実績があり、地域事情に精通した者

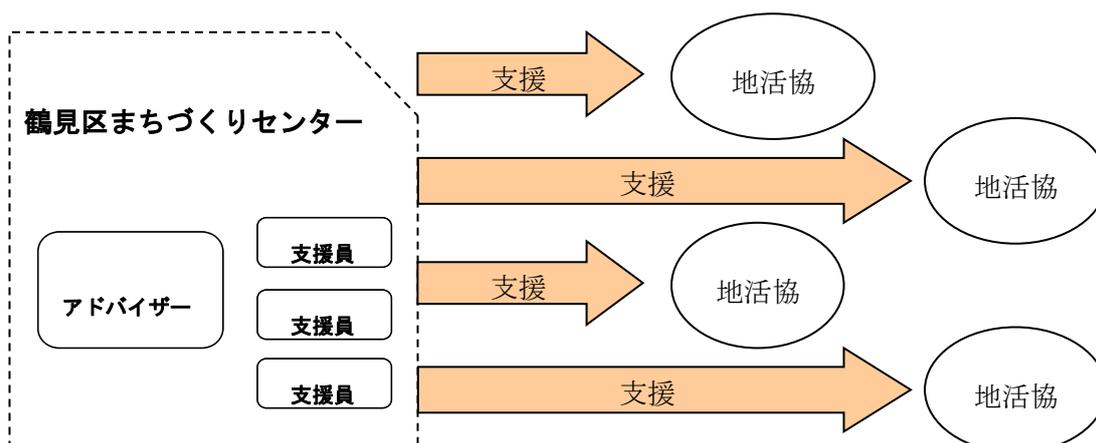
◆具体的な業務内容

地域活動協議会の自律運営にかかる支援

- ア 幅広い世代の住民の地域活動への参加、地域における担い手の発掘や人材育成への助言・指導
- イ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- ウ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- エ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援
- オ 会計の透明性確保に向けた助言・指導
- カ 地域の情報発信に係る助言・指導
- キ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- ク NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- ケ 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
- コ 横断的な地域支援に向けた取組
- サ CB/SB等の促進に向けた取組み
- シ 地域の実情や特性に応じた支援

◆委託期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

中間支援組織のイメージ図



参考 (平成 25 年度末評価時分)

新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

市内を 5 ブロックに区分し、公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が、各ブロックの「まちづくりセンター（機能）」に、平成 24 年 10 月から、スーパーバイザーを配置する。また、各区毎に設置する「まちづくりセンター支部」に、10 月からアドバイザーを、11 月から地域まちづくり支援員を配置する。

- ・スーパーバイザー：ブロック毎の「まちづくりセンター（機能）」において、ブロックを統括する。
- ・アドバイザー：各区ごとに設置する「まちづくりセンター支部」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

◆具体的な業務内容

(1) 地域活動協議会の形成支援

- ア 地域課題やニーズ、住民意識を把握するための調査、分析等
- イ 地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート

(2) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域課題をビジネス手法で解決するための情報提供や、専門相談機関等への連絡等
- カ 地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

◆委託期間：平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

中間支援組織のイメージ図

